

令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）についての専決処分報告

金沢区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員金沢区選挙区補欠選挙に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

【歳入歳出予算補正】

一般会計

2 事業

40 百万円

※網掛け部分が当局所管

歳入歳出予算補正 市議会議員選挙費・市議会議員選挙啓発費 40 百万円

【一般財源（前年度繰越金）】

【選挙管理委員会事務局】

＜補正内容＞

金沢区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員金沢区選挙区補欠選挙について、選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月 25 日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年第 3 回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

- ・ 告 示 日：令和 7 年 7 月 25 日（金）
- ・ 投・開票日：令和 7 年 8 月 3 日（日）

財源については、令和 6 年度一般会計決算剰余金の 2 分の 1 にあたる、前年度繰越金（活用可能額：6,244 百万円）の一部を充当しました。

予算議案 48 ページ 予算説明書 51 ページ

参考：地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

令和7年度9月補正予算案の概要

9月補正予算案では、米国関税措置等の影響を踏まえた市内中小企業に対する資金繰り支援の強化にかかる事業費を補正します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 1 事業 526 百万円

【債務負担行為補正】

債務負担行為の追加 1 件（一般会計）

※網掛け部分が当局所管

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 信用保証料助成事業（中小企業融資事業）

526 百万円〔一般財源〕

米国関税措置や長引く原油・原材料価格の高騰、人手不足・賃金上昇など、今後の企業経営や資金繰りを支援するため、新たに3つの融資制度を創設するとともに、令和7年10月から8年3月までの保証申込受付分に対して信用保証料を助成します。

◆実施概要

①緊急経営支援資金

- ・概要：米国関税措置や原油・原材料価格の高騰等により影響を受ける事業者の資金繰り支援を強化するため、融資制度を創設
- ・対象者：売上高又は売上高総利益率等が前年同月比5%以上減少している事業者
- ・融資額：2億8,000万円以内
- ・助成率：運転資金 最大0.7%（0.6%＋宣言割※0.1%、融資額8,000万円を上限）
設備資金 最大0.2%（0.1%＋宣言割※0.1%、融資額2,000万円を上限）

②賃上げおうえん資金

- ・概 要：人材確保や物価高騰への対応を踏まえ、賃上げに取り組む中小企業が円滑に資金調達できるよう、融資制度を創設
- ・対象者：賃上げを実施した事業者
- ・融資額：2億8,000万円以内
- ・助成率：運転・設備資金 0.5%（融資額5,000万円を上限）

③設備更新資金

- ・概 要：設備更新を後押しし、生産性向上や温室効果ガス排出量の削減等を促進するため、設備更新を要件とする融資制度を創設
- ・対象者：設備更新を行う事業者
- ・融資額：2億8,000万円以内
- ・助成率：設備資金 最大0.4%（0.3%＋宣言割※0.1%、融資額5,000万円を上限）

※宣言割：横浜市の「脱炭素取組宣言」により、保証料助成の追加措置あり

◆補正内容

信用保証料助成にかかる事業費を補正

2. 9月補正予算案で活用する一般財源

(1) 一般財源 526 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、526 百万円です。この財源については、次のとおり活用します。

- ・前年度繰越金：526 百万円（令和 6 年度一般会計決算剰余金の 1/2（6,244 百万円）のうち、市長専決処分（補正予算：第 1 号）で活用した 40 百万円を除く、6,204 百万円の一部）

予算議案 60 ページ 予算説明書 63 ページ

3. 債務負担行為補正

(1) 一般会計 1 件

ア 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限度額
青葉区総合庁舎浸水対策工事請負契約	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	600 百万円

【設定理由】

青葉区総合庁舎浸水対策工事について、防水板や止水擁壁の設置等の工事を実施するため、新たに債務負担行為を設定します。

<添付資料>

○資料 令和 7 年度 9 月補正予算案について《総括表》

令和7年度9月補正予算案について《総括表》

資料

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
経済	信用保証料助成事業(中小企業融資事業)	526	0	0	0	0	526
一般会計(1事業) 合計		526	0	0	0	0	526

【参考】7年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	1,984,408	423,429	117,375	158,300	102,688	1,182,617
6月専決	40	0	0	0	0	40
9月補正案	526	0	0	0	0	526
9月補正後現計予算	1,984,974	423,429	117,375	158,300	102,688	1,183,183

※各項目で四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間		限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
市民	青葉区総合庁舎浸水対策 工事請負契約	R 8 ~ R 9	600	0	0	0	600	0